

II-2 資源・エネルギーの有効利用

II-2-(1) 汚泥焼却熱を利用した温水プール

上水 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	平成27(2015)年度を取組結果	
<p>入江崎総合スラッジセンターの汚泥焼却工程から発生する余熱を、隣接する入江崎余熱利用プールや管理棟の空調・給湯設備などの熱源として利用する。</p>	<p>○平成24(2012)年度供給熱量 電力量換算 約737万kWh/年 (CO<sub>2</sub>削減効果<sup>※</sup>約3,400t/年)</p>	<p>○平成27(2015)年度供給熱量 電力量換算 約737万kWh/年 (CO<sub>2</sub>削減効果約3,700t/年)</p>	
	<p><sup>※</sup>CO<sub>2</sub>削減効果 CO<sub>2</sub>削減効果の算定については、各年度の電気事業者ごとの実排出係数を使用し算出している</p>	<p>評価</p>	<p>B</p>

今後の取組
<p>○汚泥焼却工程から発生する余熱の有効利用を継続実施</p>



入江崎余熱利用プール

II-2-(2) 高度処理水の有効利用

上水 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	平成27(2015)年度を取組結果	
<p>入江崎水処理センターで高度処理した水を、川崎ゼロ・エミッション<sup>※</sup>工業団地に提供し、再生紙を製造する過程で有効利用されている。</p> <p>また、等々力水処理センターの高度処理水を江川せせらぎ水路へ送水し、水辺環境の回復を図っている。</p>	<p>○川崎ゼロ・エミッション工業団地へ提供 ○江川せせらぎ水路への送水</p>	<p>○川崎ゼロ・エミッション工業団地への提供水量 491万2,600m<sup>3</sup>/年 ○江川せせらぎ水路への送水量 155万2,400m<sup>3</sup>/年</p>	
<p><sup>※</sup>ゼロ・エミッション 産業活動から排出される廃棄物を他の産業の資源として活用し、全体として廃棄物を出さない生産のあり方を目指す構想</p>		<p>評価</p>	<p>B</p>

今後の取組
<p>【平成28(2016)年度】 ○高度処理水の有効利用を継続実施 【平成29(2017)年度以降】 ○施設の再構築、高度処理化にあわせた再生水のさらなる利用について検討を実施</p>



江川せせらぎ水路

# Ⅲ 健全な水循環・水環境の創出

## Ⅲ-1 水資源の確保・有効利用

### Ⅲ-1-(1) 水源地の水質確保 上水 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	平成27（2015）年度の取組結果	
<p>神奈川県及び他の水道事業者と共同で相模湖及び津久井湖の水源地及び水質の保全に係る取組（相模湖湖底に堆積した土砂の浚せつ、相模湖及び津久井湖へのエアレーション装置※の設置等）を進める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※エアレーション装置 湖に揚水筒という筒を立て、筒の底から空気を注入することで大きな泡をつくり、この泡と一緒に湖底の冷たい水を湖の表面に運ぶことにより、アオコの発生を防ぐもの</p> </div>	<p>○相模貯水池の浚せつ、エアレーション装置の設置などの水源地保全事業の総合的な取り組みにより、健全な水循環の確保と水質保全を図る。</p>	<p>○平成27(2015)年度相模湖の浚せつ量15万60m<sup>3</sup>/年 エアレーション装置（相模湖8基、津久井湖5基）、表層部流動化装置（津久井湖4基）、植物浄化施設（津久井湖畔三井地区、沼本地区）の維持管理を実施し、健全な水循環の確保と水質保全を図った。</p>	
		評価	B

今後の取組
○神奈川県、他水道事業者と共同で相模湖及び津久井湖の水源地水質の保全に係る取組を継続実施



相模湖での浚せつの様子

### Ⅲ-1-(2) 安全な飲料水の確保 上水 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	平成27（2015）年度の取組結果	
<p>○神奈川県や他の水道事業者と連携して水源地の水質保全に係る取組を実施</p> <p>○水質検査計画※に基づき、水源から給水栓までの水質検査を実施し、安全な飲料水を確保</p> <p>○水安全計画※に基づき、水源から給水栓までのリスクマネジメントを行い、より一層の水道水の安全性を確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※水質検査計画 水道法施行規則では、水道事業者に対して、採水の場所、検査項目、検査の回数などを定めた「水質検査計画」の策定を義務付けており、毎年度ウェブサイトなどで公表</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※水安全計画 WHO（世界保健機関）では、食品分野の衛生管理手法の考え方を導入し、水源から給水栓に至るすべての段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する「水安全計画」を提唱しており、厚生労働省も、水道事業者に対して策定するよう推奨</p> </div>	<p>○相模川酒匂川水質協議会において水源地水質保全に関する事業計画を策定・実施</p> <p>○水質検査計画を策定し、計画に基づき水質検査を実施</p> <p>○水安全計画に基づく水質管理を実施、水質管理の継続的改善を実施</p>	<p>○相模川酒匂川水質協議会において水源地水質保全に関する国への要望活動や農業共同調査等を実施</p> <p>○平成27(2015)年度水質検査計画を策定、水質検査を実施（水道水の検査結果はすべて水質基準等に適合）</p> <p>○浄水・配水各部門ごとの水安全計画に従い水質管理を実施</p>	
		評価	B

今後の取組
○引き続き、水源の水質保全対策、安全な飲料水の確保に向けた取組を実施



水源調査の様子